

上士幌町人事行政の運営等の状況の公表について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況 (平成 22 年度) (単位:人)

区分	大学卒	短大卒	高校卒	計
一般職員	4	0	0	4

(2) 職員の退職の状況 (平成 22 年度) (単位:人)

区分	自己都合	定年退職	分限懲戒	懲戒免職	死亡退職	その他	計
一般職員	0	2	0	0	0	0	2

(3) 職員数の増減の状況 (各年 4 月 1 日現在) (単位:人)

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		22 年度	23 年度		
一般行政部門	議会	2	2		
	総務	20	21	1	病気休職者を総務課付配置
	税務	4	4		
	民生	10	10		
	衛生	7	7		
	農林水産	16	16		
	商工	5	4	△1	商店街近代化事業業務の減少
	小計	70	70		
特別行政部門	教育	13	12	△1	復職に伴う代替え職員分の減
公営企業等 会計部門	水道	3	3		
	下水道	1	1		
	その他	9	9		
	小計	13	13		
合計		96	95	△1	

(注) 区分は、平成 23 年地方公共団体定員管理調査の区分に従い、町長、副町長を除き教育長を含めた人数である。表中「その他」は、国民健康保険事業職員、後期高齢者医療事業職員及び介護保険事業職員である。

(4) 一般行政職の職級別の職員数 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	職務の内容	職員数 (人)	構成比 (%)	前年度	
				職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	6	8.0	6	7.9
2 級	高度な知識と経験を必要とする業務を行う職務	2	2.7	2	2.6
3 級	主査等の職務 主任の職務	24	32.0	23	30.3
4 級	主幹等の職務 高度な知識と経験を有する主査等の職務	21	28.0	22	28.9

5級	課長等の職務 高度な知識と経験を有する主幹等の職務	10	13.3	11	14.4
6級	困難な業務を行う課長等の職務	12	16.0	12	15.8
合計		75	100.0	76	100.0

(注) 職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表級別職務分類表に応じた一般行政職（税務職、保健職、医療職、福祉職、技能労務職及び教育職を除く一般職に属する職員をいう。以下において同じ。）の職員数である。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成 22 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (年度末) (人)	歳出額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 (B/A) (%)	前年度の人件費率 (%)
5,171	6,168,574	279,255	786,588	12.8	11.5

(注) 1 普通会計決算額であるため、特別会計に係る人件費等は含まない。(次の(2)において同じ)

2 表中「人件費」には、議会議員や非常勤特別職の報酬、特別職等に係る報酬・給与、市町村職員共済組合に納入する事業主負担分などが含まれる。

(2) 職員給与の状況 (平成 22 年度普通会計決算)

職員数 (人) A	給与費 (千円)				一人当たり給与費 (千円) B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
83	312,794	67,870	116,304	496,968	5,988

(3) 職員の平均の給料月額、平均年齢及び初任給の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		平均給料月額 (円)	平均年齢 (歳)	初任給 (円)
一般行政職	大学卒	308,700	38.9	172,200
	短大卒	368,200	49.5	149,800
	高校卒	355,400	46.0	140,100
	全平均	333,000	42.7	

(4) 学歴別及び経験年数別の職員の平均給料月額の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在) (単位: 百円)

区分		経験年数					
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
一般行政職	大学卒	2,836	3,351	3,691	3,952	3,980	—
	短大卒	—	—	3,463	3,735	—	3,797
	高校卒	2,434	2,860	3,260	3,722	3,917	4,046
	全平均	2,779	3,039	3,564	3,812	3,925	4,021

(5) 職員に対する手当の状況

① 期末・勤勉手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	上士幌町			国		
	期末手当	勤勉手当	計	計	勤勉手当	計
6 月期	1.225 月分	0.675 月分	1.90 月分	1.225 月分	0.675 月分	1.90 月分
12 月期	1.375 月分	0.675 月分	2.05 月分	1.375 月分	0.675 月分	2.05 月分
計	2.60 月分	1.35 月分	3.95 月分	2.60 月分	1.35 月分	3.95 月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置	有			有		
1 人当たり平均支給額 (平成 22 年度実績)	期末手当	951 千円				
	勤勉手当	495 千円				

(注) 表中「1 人当たり平均支給額」は、当該年度の実支給年額 (基準日に在職する職員の支給年額の合算) を当該年 12 月分の支給期日に在職する支給実績職員数で除して平均したものである。

② 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分		上士幌町		国	
		自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職
支給率	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 30 年	41.50 月分	50.70 月分	41.50 月分	50.70 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		定年前早期退職加算措置 (2%~20%)		定年前早期退職加算措置 (2%~20%)	
退職時特別昇給		勸奨退職 4~8 号俸			
1 人当たり平均支給額 (平成 22 年度実績)		25,818 千円			

(注) 表中「1 人当たり平均支給額」は、当該年度中に退職した職員に支給された退職手当の合計額を当該退職者数で除して平均したものである。

③ 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給単価	
伝染病防疫作業従事手当	伝染病が発生し、又は発生する虞のある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑のある患者の救護又は伝染病菌の附着した若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	1 回	600 円
町税等徴収手当	外勤又は出張を命ぜられ、町税等の徴収に従事したとき	1 日町内 1 日町外	300 円 950 円
町税滞納処分従事手当	外勤又は出張を命ぜられ、町税の滞納処分事務（補助事務を含む。）に従事したとき	1 日町内 1 日町外	600 円 1,900 円
行旅死亡者取扱従事手当	行旅死亡者の住所及び氏名等の確認、引取人発見までの処置に従事したとき	1 回	3,000 円
支給実績（平成 22 年度決算）		18 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給額		8,875 円	
職員全体に占める特殊勤務手当支給職員の割合		2.1%	

(注) 表中「職員全体に占める特殊勤務手当支給職員の割合」は、当該年度の支給実績を当該年度末に在職する職員数で除したものである。

④ 時間外勤務手当

区分		全職種
平成 22 年度決算	支給実績	26,686 千円
	1 人当たり平均支給額	375,856 円
平成 21 年度決算	支給実績	23,138 千円
	1 人当たり平均支給額	321,356 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 表中「1 人当たり平均支給額」は、当該年度の実支給総額を当該年度末に在職する時間外勤務手当支給対象職員数で除して平均したものである。

⑤ その他の手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	内容	手当額
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給	○配偶者 13,000 円 ○その他の扶養親族 1 人につき 6,500 円 うち配偶者がいない場合 1 人 11,000 円 満 15 歳に達する日後の 4 月 1 日から満 22 歳の年度 末までの子に対する加算 1 人につき 5,000 円
住居手当	自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 6,000 円を超える家賃を支払っている職員	月額 17,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 6,000 円を控除した額 月額 17,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 17,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 12,200 円を超えるときは、12,200 円）を 11,000 円に加算した額
	自己の所有に属する住宅に居住している職員	13,500 円 上士幌町内に新築又は構築されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して 15 年を経過するまでの間 16,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（通勤距離が片道 2km 以上の場合に支給）	6 ヶ月定期券の価格相当額による一括支給（1 ヶ月の最高限度額は 55,000 円）
	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員（通勤距離が片道 2km 以上の場合に支給）	月額 2,000 円～13,700 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき規則で指定する職にある職員に対して支給	課長相当職 10% 主幹相当職 8%
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給	勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 に相当する金額
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日若しくは休日に宿直又は日直を命ぜられた職員に支給	勤務 1 回につき 1,600 円（宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に引き続いて行われる場合にあっては 2,400 円）
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給	勤務時間が 6 時間を超える場合 課長相当職 9,000 円 主幹相当職 6,000 円 勤務時間が 6 時間を超えない場合 課長相当職 6,000 円 主幹相当職 4,000 円
寒冷地手当	毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日に在職する職員に支給	扶養親族のある世帯主 26,380 円 扶養親族のない世帯主 14,580 円

		その他の職員	10,340 円
--	--	--------	----------

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等		
給 料	町 長	740,000 円		
	副町長	610,000 円		
	教育長	550,000 円		
報 酬	議 長	261,000 円		
	副議長	210,000 円		
	議 員	165,000 円		
期 末 手 当	町 長	(支給割合)	加算措置	有
	副町長			
	教育長			
	議 長			
	副議長	6 月期	1.90 月分	
	議 員	12 月期	2.05 月分	
		計	3.95 月分	
退 職 手 当	町 長 副町長 教育長	(算定方式)	(支給時期)	
		$740,000 \times \text{在職年数} \times 5.126$	任期毎	
		$610,000 \times \text{在職年数} \times 3.234$	任期毎	
		$550,000 \times \text{在職年数} \times 2.838$	任期毎	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成 23 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	閉庁日
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12 月 31 日から 1 月 5 日まで

(注) 1 表中「1 週間の勤務時間」は、地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。

2 保育所、ナイト高原牧場等、役場庁舎以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態となる場合がある。

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
2,560 日	865 日	67 人	12.9 日	34.0%

(注) 1 表中「全対象職員数」は、当該年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの全期間在職した一般職員の合計数とし、当該期間の中途に採用された職員、退職した職員、当該期間中に育児休業等の事由がある職員及び派遣職員を除く。

2 表中「総付与日数」は、当該年の 1 月 1 日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年度からの繰越分を含む。）の合計である。

3 表中「総取得日数」は、全期間在職した職員の取得した年次有給休暇の合計である。

(3) 介護休暇・育児休業の取得状況（平成 22 年度）

区分	介護休暇	育児休業
平成 22 年度中に新規取得又は前年度より継続中の職員	0 人	2 人

(4) 主な特別休暇の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

種類	要件	期間
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ 1 日～10 日
法要休暇	職員が配偶者及び一親等の血族の法要に参列する場合	1 日
結婚休暇	職員が結婚する場合	5 日以内
配偶者出産休暇	職員の配偶者が出産する場合	3 日以内
妊娠又は出産後の通院休暇	妊娠中の職員が、母子健康手帳の交付を受けてから出産に至るまでの間において医師、歯科医師、助産師又は保健師から妊娠、出産等に関して、保健指導を受ける必要がある場合	月 1 日
妊娠障害休暇	母子手帳の交付を受けた妊娠中の職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難である場合	2 週間以内
産前休暇	8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間内において必要とする期間

育児休暇	女子職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回各60分
生理休暇	女子職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合	1回につき3日の範囲内において必要と認められる期間
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要がある場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合でその勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他のの主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が別に定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
育児参加休暇	職員の配偶者が、出産する場合であってその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数 (平成 22 年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第 28 条第 1 項第 1 号	0	0		0
心身の故障の場合	第 28 条第 1 項第 2 号及び 同条第 2 項第 1 号	0	0	1	1
職に必要な適格性を欠く場合	第 28 条第 1 項第 3 号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号			0	0
条例で定める事由による場合	第 27 条第 2 項			0	0
合計		0	0	1	1

(注) 職員のうち地方公務員法に基づき分限処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

(2) 職員の懲戒の件数 (平成 22 年度)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を 怠った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

(注) 職員のうち地方公務員法に基づき懲戒処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上している。

5 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事の許可の件数（平成 22 年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	0	0

（注）地方公務員法第 38 条の規定に基づく営利企業等の従事の許可の状況である。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の実施状況（平成 22 年度）

区分	研修の内容	受講者数
管内研修	新規採用職員研修・初級職員研修・中級職員研修	5名
	法務基礎及び応用研修	2名
	十勝広域連携研修（帯広市職員研修）	3名
	十勝圏北ブロックまちづくり研修（農林商工連携）	74名
道内研修	地方自治法研修・民法研修・行政法研修・コミュニケーション能力向上研修・プレゼンテーション研修・財務実務資産管理研修・法務実務（基礎）研修・税務事務（基礎）〈徴収〉研修・税務事務（基礎）〈固定資産税課税〉研修・税務事務（基礎）〈市町村民税課税〉研修・税務事務（応用）〈市町村民税課税〉研修・第三者行為求償事務講習会・講師養成講座（中級）・給与制度研修会・北の観光リーダー養成セミナー・市町村交流職員研修会	21名
道外研修	源泉かけ流し全国温泉サミット	1名
町独自研修	まちづくり研修（まちづくりアドバイザー）	82名
その他	e-ラーニング研修（パソコン・インターネットによる研修）	4名

（注）地方公務員法第 39 条の規定に基づき、任命権者が行う職員の研修（総務課所管研修）の状況である。

(2) 職員の勤務成績の評定の状況（平成 22 年度）

該当なし。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生制度の状況（平成 22 年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	職員健康診断事業	総合健診 定期健康診断 脳ドック
その他職員の厚生に関すること	職員互助会補助事業	まちづくり研修 サークル活動助成

(注) 地方公務員法第 42 条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

(2) 共済組合事業の状況

区分	内容等
短期給付事業	職員やその扶養家族の病気やけが等に対して給付を行う事業
長期給付事業	年金等を給付する事業
福祉事業	各種資金の貸付、疾病予防対策、貯金事業、宿泊施設の運営等を行う事業

(3) 職員の公務災害補償の状況

①公務災害（平成 22 年度）

受理件数	認定件数			取り下げ件数
	公務災害該当	公務災害非該当	認定請求中	
2	2	0	0	0

(注) 地方公務員災害補償法に基づく職員の公務災害補償の状況である。(次の②において同じ。)

②通勤災害（平成 22 年度）

受理件数	認定件数			取り下げ件数
	公務災害該当	公務災害非該当	認定請求中	
0	0	0	0	0

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の件数（平成 22 年度）

区 分	前年度末現在 未 処 理 件 数	措置要求件数	処 理 件 数			年度末現在未 処 理 件 数
				前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の措置 要求件数に係 る 処 理 件 数	
給与	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、措置要求をした個々の職員 1 人をもって 1 件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員 1 人をもって 1 件としている。また、1 人の職員が 2 以上の異なる区分について同時に措置要求をした場合は、それぞれを 1 件としている。

9 不利益処分に関する不服申し立ての状況

(1) 不利益処分に関する不服申し立ての件数 (平成 22 年度)

区 分	前年度末現在 未 処 理 件 数	不 服 申 立 て 件 数	処 理 件 数			年 度 末 現 在 未 処 理 件 数
				前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の措置 要求件数に係 る 処 理 件 数	
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0